

議案第 59 号

羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 25 号)の一部改正に伴い、同条例を引用する規定に条ずれが生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市後期高齢者医療に関する条例(平成20年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第5条第1項」を「第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(本市において行う事務)</p> <p>第 2 条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号)第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成 19 年厚生労働省令第 129 号)第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 広域連合条例附則第 3 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(本市において行う事務)</p> <p>第 2 条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号)第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成 19 年厚生労働省令第 129 号)第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 広域連合条例附則第 5 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) 省略</p> <p>以下省略</p>